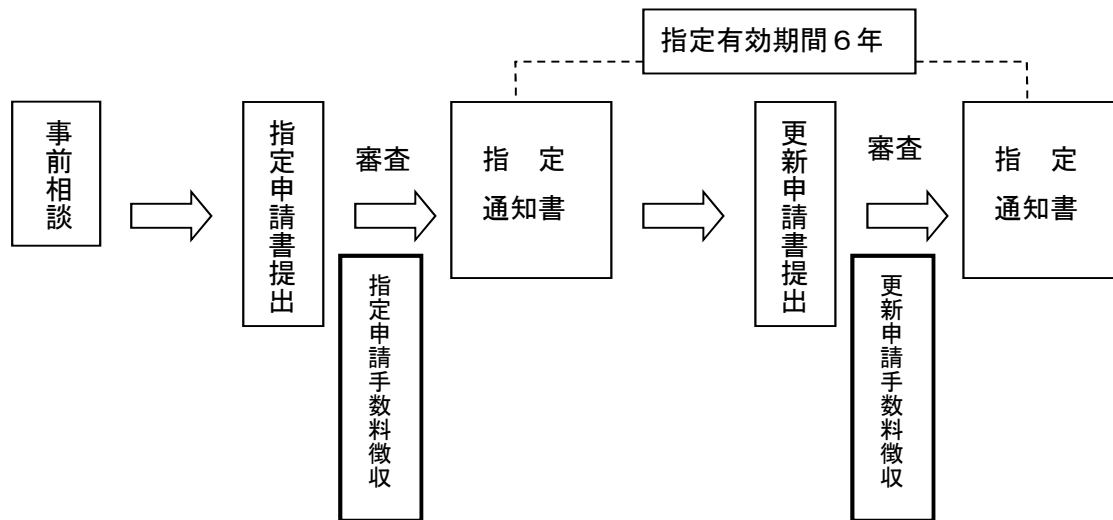


指定申請等手数料

1 申請の流れと徴収時期



2 手数料の額

名 称	新 規 指 定	指 定 更 新
介護予防・生活支援サービス事業者	10,000円	10,000円

注1) 同種のサービスと一体的に事業を実施している（介護予防訪問介護相当サービスと訪問型サービス A、介護予防通所介護相当サービスと通所型サービス A）の指定申請を同時に行う場合は、1件分（10,000円）として納付していただきます。

3 納付方法

各申請時に、手数料額を記入した納入通知書兼領収書をお渡ししますので納付してください。指定申請（更新）書類を審査して、納付されていることを確認して指定通知書を送付します。

なお、この手数料は申請の審査のための手数料です。指定できない場合も返還できませんので、予めご了承ください。